平成２５年（フ）第５８６号
大阪府豊能郡能勢町地黄907番地の７
破産者　辛島　篤紀
１　決定年月日　平成25年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７８８号
大阪府茨木市園田町９番22号
破産者　丹生　隆祥
１　決定年月日　平成25年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８００号
大阪府枚方市村野本町25番11号
破産者　山崎　良行
１　決定年月日　平成25年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８４７号
堺市南区新檜尾台２丁２番３―312号
破産者　山東　清悟
１　決定年月日　平成25年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９１０号
大阪府東大阪市荒本新町２番16―310号　東大阪レジデンス310号室
破産者　萩原　　昭
１　決定年月日　平成25年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０２４号
広島県広島市南区大州２丁目８―27　401号　ハイツ大州、開始決定時の住所広島市西区南観音２丁目３番44―308号
破産者　坂戸　　豊（旧姓先村）
１　決定年月日　平成25年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３７８号
広島県東広島市黒瀬町津江1955番地
破産者　平本　真一
１　決定年月日　平成25年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４５号
秋田県雄勝郡羽後町郡山字下郡９番地
破産者　仙道　茂喜
１　決定年月日　平成25年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第２３号
埼玉県行田市谷郷１丁目13番４号、旧住所埼玉県行田市大字斎条1283番地４
破産者　黒川　康弘
１　決定年月日　平成25年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１０８４号
横浜市磯子区岡村６丁目８番16号
破産者　渡邉　正枝
１　決定年月日　平成25年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９７号
横浜市鶴見区東寺尾３丁目15番20号
破産者　泉　　早人
１　決定年月日　平成25年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１３号
神奈川県中郡二宮町百合が丘２丁目33番28号19
破産者　内田　　修
１　決定年月日　平成25年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第８号
福井県敦賀市白銀町13番26号
破産者　島田光信堂こと　島田　敬治
１　決定年月日　平成25年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第２６２号
神戸市西区神出町五百蔵96番地の５
破産者　ＣＡＬＳＫＯＢＥこと　乾　登志文
１　決定年月日　平成25年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２６３号
神戸市西区神出町五百蔵96番地の５、営業所神戸市西区桜が丘中町３丁目２―３
破産者　喫茶繭こと　乾　佳世子
１　決定年月日　平成25年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２７３号
神戸市西区伊川谷町有瀬235番地の１、前住所兵庫県明石市東朝霧丘13番１号
破産者　井上　**藤**一
１　決定年月日　平成25年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２７号
和歌山県新宮市神倉４丁目１番15号　浅田貞一方
破産者　浅田　育恵
１　決定年月日　平成25年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２４年（フ）第３３０号
高知県吾川郡いの町枝川2554番地８
破産者　森岡　春夫
１　決定年月日　平成25年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３３１号
高知県吾川郡いの町枝川2554番地８
破産者　森岡美智子
１　決定年月日　平成25年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係